

平成17年度 国立大学法人信州大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。  
共通教育のシラバスにおいて、全学ガイドラインに従い「授業達成目標の明示、成績評価基準の明示」を徹底する。  
単位取得率を含めた授業ごとの成績の分布に関する調査を実施する。  
「単位取得率の合理的基準」も含めた新しい成績評価基準を作成する（平成18年度から実施）。
- 2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。  
教養教育における満足度調査の項目・方法を検討し、適切な方法に調整して実施する。
- 3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。  
教養教育の成果に関する調査を実施する。  
共通教育において、環境マインド育成のための授業をさらに充実する。
- 4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。  
新入生ゼミナールハンドブックを発行し、普及に努める。  
新入生のために「英文ライティングのハンドブック」を配布する。  
新入生のために年度始めに「英語の学び方」についてのセミナーを開く。  
教科書「基礎理学」の作成・改良と基礎科学科目の新カリキュラム検討し、作成する。  
TA, SA の配置と研修を実施する。
- 5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。  
体育教育に関する調査を継続実施し、改善策を作成する。

【 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。  
各学部において、教育課程（カリキュラム）を継続的・恒常的に開発、実施、点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。  
カリキュラム検討組織において、平成18年度実施の共通教育課程の改定を踏まえ、専門教育課程を点検・評価し、18年度入学生の学年進行に合わせた必要な教育課程の実施計画を決定する。  
カリキュラム検討組織において、それぞれの学部において、「グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材育成」のための教育課程の具体的な内容を決定し、平成

18年度以降における実施計画を作成する。

- 2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。  
「専門教育における満足度」調査を平成18年度以降に継続的に実施できるように、具体的な実施計画の作成と準備を平成17年度中に完了させる。
- 3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。  
各学部において、教育課程（カリキュラム）を継続的・恒常的に開発、実施、点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。  
カリキュラム検討組織において、それぞれの学部において、「進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程」について具体的に定義し、それを実施するための具体的な計画（平成18年度以降の実施計画）を策定する。
- 4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。  
各学部において、教育課程（カリキュラム）を継続的・恒常的に開発、実施、点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。  
カリキュラム検討組織において、それぞれの学部において、「社会での様々な分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程」について具体的に定義し、それを実施するための具体的な計画（平成18年度以降の実施計画）を策定する。
- 5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。  
各学部において、教育課程（カリキュラム）を継続的・恒常的に開発、実施、点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。  
カリキュラム検討組織において、それぞれの学部において、「高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程」について具体的に定義し、それを実施するための具体的な計画（平成18年度以降の実施計画）を策定する。

【 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成17年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成17年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成17年度中に大学としての一定の成案を得る。

- 4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

**【 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 】**

- 1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。  
各学部のカリキュラム検討組織において、取得できる免許・資格の再点検を行う。また今後増加可能な資格・認定プログラムをリストアップし、平成 18 年度以降に実施するための具体的な計画を策定する。  
JABEE などの認定プログラムについては、未認定の関係学部・学科は受審の是非を含めて、今後の対応計画を明確にする。
- 2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。  
各学部において、教育課程（カリキュラム）を継続的・恒常的に開発、実施、点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。  
カリキュラム検討組織において、それぞれの学部にとって、「進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力の涵養」とは何であるのかを具体的に定義し、それを実施するための具体的な計画（平成 18 年度以降の実施計画）を策定する。
- 3) 各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。  
平成 16 年度に引き続き、各学部の理念・目標に沿った専門人・職業人養成の具体的諸目標（卒業生の進路を含む目標）を平成 17 年度中に設定する。
- 4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

**【 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 】**

- 1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。  
シラバスに達成目標が明示されているかを点検する体制を、各学部において整備する。各学部において、平成 18 年度以降にはシラバス点検が実施できるように体制を整える。
- 2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する体制をつくる。

ポートフォリオ評価に関する各学部の取り組みの報告・検討を、高等教育システムセンター運営委員会において行う。

平成 18 年度以降の共通教育課程における 1 年生教育との関連で、ポートフォリオ評価の実施に関するガイドラインを取りまとめる。

- 3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し、その実施状況を公表する。  
各学部と高等教育システムセンターにおいて、次の事柄を実施する。
  - ・学生による授業評価結果の信頼性をより高めるために、学生による授業評価への参加者の増加を図るための方策を実施する。
  - ・学生による授業評価結果などを利用した授業改善プログラムを構築し、その内容を公表する(平成 18 年度以降の実施計画も含む。 )。
- 4) 大学院課程では、新たに授業改善プログラムを構築し、高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 5) 大学院課程では、修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより、学位水準の高度化を図る。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して、それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。  
各学部において卒業生の進路及び卒業後の実態を調査するための体制を整備し、平成 18 年度以降の調査実施計画を立てる。  
大学院については、担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

## ( 2 ) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

### 【 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 】

- 1) アドミッション・センターが中心となり、各学部と調整を図りながら、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを作成する。  
平成 18 年度入試案内等に各学部のアドミッション・ポリシーを明示する。
- 2) アドミッション・ポリシーに即した入試方法及び入試問題を作成する。  
アドミッション・ポリシーに即した入試方法や入試問題作成等に資するため、アドミッションセンターの整備充実を図る( 学生部入試課のアドミッションセンターへの一元化を含む。 )
- 3) 志願者の進路動向を適切に把握するために、高校教員等と連携した懇談会を充実する。  
志願者の進路動向に即した大学ガイダンスの拡充について検討するとともに、受験生向け大学案内『信州大学』2006』の抜本的な見直しを行う。
- 4) 大学院にあっては、種々のマスメディア等を通じ情報を公開し、研究室開放等を積極的に行い、研

究意識の高い志願者の開拓に努める。

担当副学長，高等教育システムセンター長，各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し，平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

【 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 】

- 1) 各学部，研究科・専攻のカリキュラムが，それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し，必要に応じて改善に努める。

社会倫理・職業倫理等人格形成に不可欠な基礎教養を深めるカリキュラムを充実させる。

さまざまな文化や言語についての理解力・表現力等を養うカリキュラムを充実させる。

基本的な情報処理の技法やメディアリテラシー能力を高める授業支援体制を充実させる。

コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高めるカリキュラムを充実させる。

専門教育との連携を強化し，専門教育と整合性ある基礎学力を効果的に身につけさせるための教養教育カリキュラム並びに教養教育担当体制を整備・充実させる。

成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り，同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとするとし，それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め，教育効果の向上を図る。

単位互換，インターンシップ，社会の要請に配慮した地域関連科目等の充実を図る。

各学部において，教育課程（カリキュラム）を継続的・恒常的に開発，実施，点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。

カリキュラム検討組織において，カリキュラムの評価・検証方法，プロセスの具体的な計画を立て，実施する。

大学院については，担当副学長，高等教育システムセンター長，各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し，平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

平成 16 年度に設置した環境マインドプロジェクト推進本部において，高等教育システムセンターと各学部が協力し，環境マインド育成のためのプログラムの全学展開を図る。

- 2) 卒業生・修了生の進路状況調査と併せて，卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析する体制を設け，その結果を教育体制の改善に活かす。

各学部において卒業生の進路及び卒業後の実態を調査するための体制を整備し，平成 18 年度以降の調査実施計画を立てる。

大学院については，担当副学長，高等教育システムセンター長，各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し，平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

【 授業形態，学習指導法等に関する具体的方策 】

- 1) 平成 16 年度より e-Learning システムの積極的活用による，多元的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。

平成 16 年度に導入した e-Learning 基盤システムの点検評価を行い，今後のシステムの在り方について決定する。

- 2) 学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた，学生の自主的な学習意欲

を促進する体制の整備を図る。

各学部において、学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入の検討を行い、一定の成案（今後の検討スケジュールも含む。）を得る。

学生の自主的な学習意欲を促進する体制についての全学的な検討会を開催する。

- 3) 国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進するため、外国語による講義科目を開講する。  
各学部並びに高等教育システムセンターのカリキュラム検討組織において、外国語による講義科目の開講状況を点検するとともに、平成 18 年度以降の開講計画をとりまとめる。
- 4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。  
各学部と高等教育システムセンターのカリキュラム検討組織において、開講されている授業の受講生数について、それぞれの授業の目標達成のために適正な規模であるかどうか点検し、必要に応じて改善を促す。
- 5) 自習室・情報機器室等の充実を図る。  
各建物の自習室・情報機器室等利用状況調査の年次計画に基づき利用状況の検証を行う。
- 6) 大学院にあっては、院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を整える。  
担当副学長，高等教育システムセンター長，各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し，平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 7) 大学院課程では，国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキュラム体制を強化する。  
担当副学長，高等教育システムセンター長，各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し，平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

**【 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 】**

- 1) 成績評価基準を明確にし、「シラバス」等を通じ学生に公表し，その一貫性，厳格性，透明性を確保するシステムをつくる。  
シラバス点検などを通じて，シラバスガイドラインの徹底を図るとともに，成績評価の段階設定や厳格で透明性の高い成績評価の実施方法について全学的に検討し，一定の結論を得る。
- 2) 履修科目登録の上限設定などにより，単位制度の実質化を図る。  
各学部において単位制度実質化のための具体的な方策を検討し，一定の結論を得る（平成 18 年度以降の実施計画も含む。 ）。

**( 3 ) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

**【 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 】**

- 1) 「人事調整委員会」を機動的に運用し，教職員の有機的かつ効果的な配置を実現する。  
平成 16 年度に引き続き現行の教職員の配置について，有機的かつ効果的な方策を調査検討する。
- 2) 教員の選考基準・方法を全面的に見直し，研究，教育，社会貢献，国際交流等の多様な選考基準を導入し，国の内外から公募する。

教員の幅広い分野の特性を活かした雇用形態についての調査検討結果に基づき、平成 16 年度に制度化した教育特任教授制度により、学生に対する特別な教育又は指導を行うことのできる人材の採用を実施するとともに、また、同年度に制度化した特任教授制度により、高度な研究プロジェクト等を統括できる人材の採用を推進する。

【 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 】

- 1) 平成 16 年度から全学的な e-Learning システムを導入し、分散キャンパス間ではもとより、他大学等外部との連携が図れるネットワークの整備を行う。

平成 16 年度に導入した e-Learning 基盤システムの点検評価を行い、今後のシステムの在り方について決定する。

他大学等外部との連携を図るための方策を検討する。

- 2) 画像伝送システム、無線 LAN システム、視聴覚設備等の充実・整備により、利用環境の向上を図る。  
各システムにおける施設・設備面での台帳化(データベース化)について現状を検証しながら推進し、情報設備の充実方策を検討する。

- 3) 各キャンパスが地域の特性を活かした専門図書館としてのレファレンス機能を高度化しつつ、全学の総合的な情報提供能力を強化したネットワーク型図書館を構築する。

各図書館のレファレンス機能の強化に着手する。

- ・レファレンスの図書館間相互支援体制強化策の策定
- ・レファレンス事例データベースシステムの構築
- ・レファレンス事例研究、レファレンス・ツール利用に関する研修会の開催
- ・各分野の多様な資料に関する専門知識を習得するための長期的な人材育成計画の作成
- ・各館が所蔵する特色ある資料の利用者への紹介による職員の資料理解の向上実施計画の作成
- ・専門分野のレファレンス担当職員の配置について検討する。

ネットワーク型図書館の構築に着手する。

- ・本学附属図書館備付資料収集方針により大型専門資料等を系統的に整備
- ・ネットワーク型電子情報資料を系統的に整備
- ・各館の特色に配慮しつつ、参考図書資料等を整備、5年以上の旧版は更新
- ・研究上必要とされる共用性の高い図書コレクションの計画的整備
- ・専門教育のプログラムと連動した系統的な資料整備
- ・共用性の高い研究用資料(電子ジャーナルや二次情報データベース等)の整備
- ・学習環境の整備
- ・中央館の本部機能強化

【 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 】

- 1) 各学部に「学生による授業評価」「在・卒業生に関する追跡調査」「外部評価」等の調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みを設け、その機能状況を検証する。

各学部に、学生による授業評価、在・卒業生に関する追跡調査、外部評価等の調査分析結果に基づく教育体制改善を任務とする組織を設ける。

- 2) 各学部及び高等教育システムセンターのFDを組織的に推進する。その一環として、教員相互の授業のピアレビューを積極的に推進する。  
各学部並びに高等教育システムセンターは組織的なFD活動を行う。また実施した活動の内容、平成17年度末に教育研究評議会に報告する。授業のピアレビューの制度化に向けた議論を開始し、平成17年度中に今後の実施計画も含めた一定の結論を得る。
- 3) カリキュラム及び教育方法の全面的な見直しを行いつつ、本学特有の基本教育プログラムを創出する。  
各学部において、教育課程(カリキュラム)を継続的・恒常的に開発、実施、点検・評価する組織「カリキュラム検討組織」を設置する。  
カリキュラム検討組織において、カリキュラムの評価・検証方法とプロセスの具体的な計画を立て、実施する。またそれらの検証作業を通じて、本学特有の基本教育プログラムの創出を目指した教育改善のできるだけ具体的な計画を立てる。
- 4) 教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。  
「教育業績評価」を含めた教員の個人評価の実施に向けて、評価方法や内容を策定するための調査を実施する。  
教員の個人評価の実施方法を検討する。

【 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 】

- 1) e-Learningの教育効果をより高めるためのコンテンツの開発を進める。  
平成16年度実績に加えて、単位認定用からブレンディングまでのさまざまなe-Learningのコンテンツを部局毎に作成し、その利用を学部の特質に合わせて具体化する。
- 2) FDの全学的な取り組みを促進し、公開モデル授業等を通じた教員の研修体制を実質化する。  
高等教育システムセンターによる全学参加型のFD活動を継続する。  
各学部は、全学的な取り組みに協力するとともに、必要に応じて学部独自のFD活動を実施する。
- 3) 全学にベストティーチャー制度を設ける。  
高等教育システムセンターと各学部において、ベストティーチャー制度の導入に関して検討し、平成17年度中に一定の結論を得る。
- 4) 教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方策を検討する。  
各学部において具体的な実施状況をとりまとめ、高等教育システムセンター運営委員会において検討する。

【 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策 】

- 1) 国内外大学間の単位互換制度の充実をさらに推進する。  
長野県内、長野市内の大学による単位互換制度の整備を進める。また各学部が独自に実施している単位互換制度についても、制度のさらなる充実に努める。
- 2) 既存のSUNS施設を改善し、キャンパス間ブロードバンドを有効活用して、5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を構築する。

平成 16 年度に引き続き、e-Learning を用いて、5 キャンパス間の連携による教育を推進する。

**【 教育体制の見直しに関する具体的方策 】**

- 1) 本学の新たな教育戦略を策定し、教育体制及び実施組織を根本的に見直す。  
平成 16 年度に立ち上げた戦略企画室において検討する。
- 2) 高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために、文科系専攻を中心として大学院修士課程の教育課程、教育組織の見直しを行い、成案を得る。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 3) グローバルな視点から高度専門職業人教育に対応するために、インターネット大学院に英語による履修コースの導入を検討する。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 4) 先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために、大学院博士課程のカリキュラム、専攻等を抜本的に見直す。  
担当副学長、高等教育システムセンター長、各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し、平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。

**【 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 】**

- 1) 地域・地方自治体等と連携した教育・研究を積極的に推進するために「地域社会教育研究支援室」を設置する。(人文学部)  
当初計画の「地域社会教育研究支援室」については、従来の「内陸文化交流室」を発展改組した「人文学部地域連携センター(仮称)」として新設し、その役割を拡大充実させ、地域・地方自治体等との連携機能をさらに強化する。  
新たな機関誌の創設(従来の『内陸文化研究』を発展的に改称する。)等を含め、従来から継続中の「地域価値創造研究プロジェクト」をさらに推進する。
- 2) 信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するとともに、これを「サイエンス」の体感を通じた地域社会との恒常的な交流・連携にも活用する。(理学部)  
信州自然誌科学資料館準備委員会による設立準備作業を継続して実施するとともに、現有の資料の整備、充実を図る。毎年度継続して開催している「信州自然誌科学館」(自然はまわる)を平成 17 年度も開催する。
- 3) 高度専門職業人の養成に際し、客観的な評価体制を整備するために、客観的臨床試験(OSCE)に準じた評価システムを構築する。(医学部保健学科)  
教員及び他学年の学生を模擬患者とした客観的臨床試験(OSCE)の試験的導入を実施する。
- 4) 自然と共生し、フィールドとそれに根ざした農林業の教育力を高め、食と緑に係わる学部の資源を学部・大学院教育、生涯教育、地域連携に活用する教育研究拠点を形成する。(農学部)  
農学部カリキュラム管理委員会において、カリキュラム及び教育体系改善の検討を継続するとと

もに、新たに「研究プロジェクト委員会（仮称）」を設置する。  
農学部創立 60 周年記念事業として「食と緑の科学資料館（仮称）」設置の努力を継続する。

- 5) 大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラム、国際的単位互換制度等を導入する。（繊維学部）

平成 16 年度に米国の連携校（ノースカロライナ州立大学）から学部講義内容の活用について Web からの試行的な利用について許諾を得た。平成 17 年度は、単位互換を行うため本学から公開し、相手側に提示できる大学院レベルの英語のコンテンツ作成を検討する。

フランスの ENSAIT（オンサイト）との院生交換プロジェクトについて、単位互換の実施に向けた取組みを進める。

（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【 学生支援センターの設置 】

現在の学生センターを整備・充実し、「学生支援センター」に改組する。

学生センターを整備・充実し学生支援センターへ改組する。

・教員の配置，カウンセラーを整備して，充実を図る。

【 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 】

- 1) 教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システム及びオフィス・アワーを全学的に導入する。

各学部の特質に応じたチュートリアル・システムの導入について検討し、一定の結論を得る。

教員が学生の相談に応じる体制整備のため、オフィス・アワー（文字通りのオフィス・アワーに限らず、IT 等を利用した相談体制も含む）を全学的に導入する。

- 2) 教室内外における学生の主体的な学習意欲を増進する環境を順次整備する。

教室の内外における学生の主体的な学習意欲を増進する環境を順次整備することを検討する組織を構築する。

- 3) 学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る。

学生の課外活動施設や交流スペース等の検証及び検証結果に基づき整備・充実を図る。

- 4) 在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。

在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。（４月入学式翌日から１週間）

- 5) サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る。

「学生表彰要項」と「学生の表彰に関する申し合わせ」（平成 16 年度改正）による新学生表彰制度を実施する。

- 6) サークル活動等に対して物心両面にわたる支援体制を整備する。

平成 16 年度に実施した検証結果に基づき学生の課外活動等の支援組織を構築する。

- 7) NPO，NGO 等との連携を図りつつ，ボランティア情報の収集・提供，受け入れ機関との連絡調整など，学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する。

教員を配置した学生の自主的活動を支援する体制をの構築を検討する。

- 8) ボランティア活動に対する単位認定及び養成講座を開設する。  
各学部においてボランティア活動に対する単位認定（養成講座による単位認定も含む）の導入と方法について検討し、一定の成案を得る。  
本学の教育戦略との関連も踏まえつつ、教育戦略企画チーム会議でも検討する。

**【 生活相談・就職支援等への対応に関する具体的方策 】**

- 1) カウンセリング体制を充実し、学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。  
外部カウンセラー配置の充実と学生相談担当職員へのカウンセリング研修を実施して、カウンセリング体制の充実を図る。
- 2) 留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集と分析を行い、迅速に対応する。  
留年生・休学者・不登校学生に対する情報を収集し、分析を行い、迅速に対応する。
- 3) 学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる。  
学生生活全般にわたる相談を実施する。
- 4) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図る。  
学生相談機関と学内外の諸機関との連携体制の構築を図る。
- 5) 保健管理センターを健康安全センターに名称変更し、学生の身体的・精神的・社会的な自立支援のため、教育的視点から系統的な「人間教育・健康教育」の充実を目指す。  
健康安全センターの整備・充実を図る。
- 6) 在学生、卒業生を含めた就職指導及びフォローアップ体制の充実を図る。  
教育特任教授配置制度を活用し、学部就職委員と連携した就職指導及びフォローアップ体制の整備を図る。
- 7) 就職相談・情報提供システムの充実、インターンシップの支援、キャリア形成への支援など、全学的な就職指導体制の拡充・整備を図る。  
就職相談・情報提供システムを拡充して利用の向上を図る。  
インターンシップ・キャリア形成等の支援体制の整備を図る。
- 8) 同窓会・後援会組織等との連携を強化する。  
平成 16 年 11 月に設置された信州大学同窓会連合会の役員会において、同連合会の組織体制及び具体の活動内容等について検討を願う。

**【 学生の経済的支援体制の充実に関する具体的方策 】**

本学独自の奨学金制度の導入を検討し、成案を得る。  
独自の奨学金制度の導入に向け実情調査を行い学内（同窓会を含む）で検討する。

【 社会人・留学生に対する配慮に関する具体的方策 】

- 1) 大学院設置基準第 14 条特例の実施とともに、(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻 夜間主コース 等の拡充・整備を図る。  
担当副学長, 高等教育システムセンター長, 各研究科の代表者からなる「大学院教育等検討組織」において検討し, 平成 17 年度中に大学としての一定の成案を得る。
- 2) 欧米からの留学生受け入れの増加を図るため, 各学部(研究科)独自の短期留学科目を充実するとともに, 日本社会の現状を体験学習させるインターンシップ科目の開設を検討する。  
各学部のインターンシップに関する活動内容, 留学生対象インターンシップの受入れ先, 受入れ先の留学生受入れ条件 および留学生のインターンシップ希望調査を行う。調査結果にしたがって, 留学生センター提供の国際理解専攻コースにインターンシップ科目を設けることを検討する。  
学部の専門性に沿った短期留学コースのあり方を検討するとともに, 留学生センター提供の短期コースとして国際理解専攻コースの充実に向け検討を行う。
- 3) 留学生宿舎不足を解決するための手段として, 学生寮への留学生の入居等を検討・実施する。  
国際交流会館・学生寮への日本人と留学生の混住化に向けて実施体制等を検討する。
- 4) 留学生センターを中心に, 各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し, 日本語教育, 修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制を充実強化する。  
留学生センターを中心に, 各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し, 平成 16 年度に実施した検証に基づき, より効果的な支援を図る。
- 5) 留学生の卒業(帰国)後のフォローアップ体制を整備する。  
留学生卒業後のフォローアップ体制(データベース構築, 信州大学情報の提供, 国別同窓会の設立など)の確立を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

( 1 ) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【 目指すべき研究の方向性 】

- 1) 世界的な研究拠点を目指すことができる高度かつ特色ある研究分野のさらなる拡充・整備とともに, プロジェクト研究の推進, 専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化, 学際化及び活性化等を図る。  
21 世紀 COE プログラム「先進ファイバー工学」を中心として, ファイバー工学分野における国際的研究教育拠点を強化する。  
文部科学省科学技術振興調整費「戦略的研究拠点育成」(スーパー COE)への積極的な応募による採択を目指す。  
理工系, 農学系の基礎研究を有機的に結びつける総合工学系研究科で, 研究領域の総合化, 学際化及び活性化等を図る。  
工学部を中心としてカーボン科学研究所(仮称)を設置する。
- 2) 学長のリーダーシップのもとに, 本学におけるこれまでの研究の蓄積や人的, 物的及び地理的条件を活かした独創的な研究分野を選定・組織化し, 施策を推進する。  
山岳科学総合研究所の組織を見直し, 研究の充実を図る。

新たな独創的研究分野や萌芽的研究分野の開拓のため奨励研究員制度等を活用する。  
大学院経済・社会政策科学研究科修士課程独立専攻を中心として、イノベーション・マネジメント研究センター（仮称）を設置する。

- 3) 高度で個性的な研究を世界水準レベルで遂行したり、産学官連携で成果の得られるプロジェクト研究の企画・立案を行うなど、全学的な研究戦略を策定する体制を整備する。  
全学の教育・研究の戦略を企画・立案する戦略企画室のもとにおかれる研究戦略企画チームでヒアリングを行い、全学の研究の進展状況を把握する。さらに社会のニーズにマッチする産学官連携研究の開拓を行うための調査、検討を行う。
- 4) 基礎科学分野においては、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を目指す。  
学長のリーダーシップのもと、戦略企画室を中心として、基礎科学分野における長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を行う施策を検討し、可能な事項から実施する。  
大学評価情報データベースによる研究成果の蓄積を実施するためのシステムの構築を開始する。
- 5) 人文・社会科学分野においては、学術的に高い研究成果を産み出すことに止まらず、さまざまな形で研究成果が人々に活かされ、文化面、政策面で社会に貢献することを目指す。  
国際会議の招致・公開講座の普及等に積極的に努め、地域社会や地方自治体と連携した調査、検討、実践等をさらに推進する。  
国外の大学教員・学生との交流・シンポの開催（穂高町との共催）  
県内各地の自治体との共同研究（塩尻市他）の充実  
教官・院生の研究成果の発表・公刊をより効果的に支援する方策を検討する。  
研究成果の社会への発信を引き続き試行する。  
大学院イノベーション・マネジメント専攻で実施しているカフェゼミなど大学院授業の公開を引き続き実施する。  
研究成果などについてホームページを通じた情報発信の充実

【大学として重点的に取り組む領域】

- 1) ナノテクノロジーに関連した研究領域（工学部、繊維学部）  
長野・上田地区の知的クラスター創成事業の中核拠点形成  
中間評価に基づき、スマート機能デバイス研究プロジェクト、有機ナノマテリアルデバイス研究プロジェクトの研究を推進し、成果の技術移転、ベンチャー起業等により中核拠点形成の充実を図る。  
成果の蓄積と活用を促進し、ポストクラスターとしてのスーパークラスターへの発展を図る。
- 2) 先進ファイバー工学の研究領域 COE 形成領域（大学院総合工学系研究科 博士課程）  
ポストCOEとして、文部科学省科学技術振興調整費「戦略的研究拠点育成」（スーパーCOE）への発展を図る。  
中間評価に基づき、若手研究者の育成、研究成果の技術移転等、形成の充実を図る。
- 3) 臓器移植・再生医工学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）  
寄付講座，医工連携活動，外部資金の獲得等により研究の充実を図る。
- 4) 加齢適応医科学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）

熟年体育大学の基礎医学的支援等により、その充実を図る。

他省庁等の補助金、地方自治体等との連携、コンソーシアムにより研究の充実を図る。

- 5) 機能性食料開発学の研究領域(大学院農学研究科 修士課程 独立専攻,大学院総合工学系研究科博士課程)  
生体防御食品素材の探索と利用技術の開発等について、医学部等との連携を推進する。
- 6) イノベーション・マネジメントの研究領域(大学院経済・社会政策科学研究科修士課程 独立専攻)  
イノベーション・マネジメント研究センター(仮称)を設置するとともに、他の研究科等との連携を推進する。
- 7) 信州のフィールドを活かした、自然と人間との共生を追求する新たな学問領域「山岳科学」の創造  
バーチャルな組織の実体化の検討等により組織の整備を行い、総合工学系研究科「山岳地域環境学専攻」と連携協力し、新たな学問領域の創造に寄与する研究を推進する。

**【 成果の社会への還元等に関する具体的方策 】**

- 1) 大学院においては、高度専門職業人の養成に力点を置き、出口保証を十分に意識し、本学と卒業生の受け皿組織との連携等を充実させる。  
各研究科毎に卒業生の受け皿組織である企業等における、本学卒業生の実情調査と企業等からの大学に対する要望等の意見聴取等を行う。
- 2) 社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する。  
担当理事を中心に学内の各学部等が取り組んでいる社会人教育に関する施策を調査し、全学の社会人教育に関する基本的ポリシー、方策等を検討する。  
連携協定を締結している地方自治体との連携を通じて、社会人教育に関する地域社会のニーズを把握する。
- 3) 研究理念・目標、研究成果と意義、研究者の研究概要等を分かり易く工夫し、電子情報やメディアを通して、教職員、学生及び広く学外へ情報発信し、研究成果の社会への還元に努める。  
担当理事を中心に、現状分析や検討に基づき、今後の方策を策定する。  
研究者の研究概要・業績、地域社会や産業界との連携情報を登録したデータベース「教育研究者総覧」について、システム・内容の利便性を検証するとともに、研究者に定期的な情報更新を呼びかけ、リアルタイムな情報発信に努める。
- 4) 教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策を検討し、可能なところから実行する。  
教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策のあり方を検討するためのワーキング・グループの設置について、前年度の事業計画に引き続き検討する。

**【 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 】**

- 1) 研究教育活動実績等のデータベース化と公表により社会的評価を受ける。  
大学評価情報データベースによる研究教育活動実績等のデータベース化を継続する。

2) 教員個人や研究組織等の研究成果・業績を学外者等がピアレビューするシステムを構築し、機能させる。

教員個人の研究成果・業績を含めた教員の個人評価の実施に向けて、評価方法や内容を策定するための調査を実施する。

研究組織等の研究成果・業績を評価するシステムの構築に向けてを調査・検討を行う。

3) 先端的研究分野においては、国際的な研究評価を実施する。

先端的研究分野における国際的な研究評価の状況調査を実施する。

( 2 ) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 】

1) 研究体制や研究支援体制について、学外者がピアレビューするシステムを構築する。

研究体制及び研究支援体制の状況調査を実施する。

2) 学長のリーダーシップのもと、上記の検証結果などを踏まえ、教員等の柔軟な再配置とその不断の点検評価システムを構築・運用する。

平成 17 年度は、計画なし。

3) 教員の任期制の導入を各分野の実情に応じて拡大し、より高度な研究の達成を目指す。

教員の任期制導入について、本学及び他大学の状況を調査し、任期制の範囲、業績評価方法、実施方法、及び実際の効果等について人事制度ワーキング・グループで検討する。

4) 任期制に加えて、各分野の実情に応じて研究者の流動性を高め、研究組織の活性化を図るための方策について検討し、実施に移す。

教育研究組織の根本的な見直しによって組織活性化の方策を人事制度ワーキング・グループで検討する。

教員人事の活性化を図るため、労働基準法第 14 条( 期間を定めた労働契約 ) を適用した人材の採用を実施する。

5) 研究支援体制の一つとして、学内外の組織や資金を利用したポストドクトラルフェローシップの体制を整備し、その充実を図る。

学外のポストドク制度の情報を収集する。

6) 研究支援のために、学内外の組織や資金を利用して、高度技術者を雇用しうるシステムを検討し、整備を図る。

前年度の事業計画に引き続き、研究支援体制を見直す組織を中心に研究支援のための高度技術者体制がどうあるべきか情報を収集する。

【 研究資金の配分システムに関する具体的方策 】

学長あるいは学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を十分に確保するとともに、研究資金等を重点配分するシステムを整備・充実する。

研究資金等を重点配分するシステムの検証を行うとともに、検証結果に基づくシステムの見直し、検討を行う。

**【 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 】**

- 1) 研究に必要な設備や大型機器の有効活用の運営体制を整えるとともに、設備・機器の整備を計画的に推進する。  
ヒト環境科学研究支援センター機器分析部門で作成した大型機器等の利用の手引きに基づいて有効利用を図るとともに、機器の更新について検討する。
- 2) 山岳科学の総合的研究を推進するため、教育研究を支援する諸施設の整備・充実を図る。  
山岳科学総合研究所の組織整備について、現行の規程、事務部門の体制、位置付け等の検討を行う。
- 3) ヒト環境科学研究支援センターの充実を図り、全学的な研究支援体制を整える。  
ヒト環境科学研究支援センターの効率的な事務体制について検討する。

**【 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策 】**

- 1) 全学の産学官連携体制の充実を図るとともに、(株)信州 TLO や信州大学の研究組織等と協力して信州大学教員等の知的財産を管理・活用する組織を整備する。  
産学官連携推進本部に導入した特許管理システムを利用し、届出から出願・管理・活用へと一元的に管理するとともに、学内に周知するために、マニュアル等を作成し、教員等に配布する。
- 2) 信州大学の特徴を活かして、製造部門(工学部、繊維学部が中心)及びゲノム・バイオ・ライフサイエンス部門(医学部、農学部、理学部が中心)を主とした二つの知的財産管理部門を設立し、その両者を効果的に運用するシステムを確立する。  
産学官連携推進本部のナノテク・IT部門及びライフサイエンス部門において、それぞれの研究の特殊性を考慮し、独自の運用体制を確立していくと同時に、両部門相互に連携し、本学の教員と企業等のコーディネートを行う。  
産学官連携推進本部において、定期的に企画会議等を開催し、部門相互の意見調整を行うとともに、それぞれの部門に配置されているコーディネータ、レジストラと研究推進課との連携体制を強化する。

**【 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 】**

- 1) 研究活動に関する自己点検・評価、学外者によるピアレビュー、及び第三者評価機関による評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、その結果を受けた改善状況をモニターし着実な改善を促す体制を確立する。  
研究活動を含めた全学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価への対応に向けての具体的な方法及び内容を検討する。
- 2) 評価結果を踏まえ、学長のリーダーシップのもと各種資源を重点配分し、世界的研究拠点形成など研究活動の質的向上を図るためのシステムを構築し、機能させる。  
産学官連携の推進及び大型補助金の獲得を行い人的資源や財源を確保するため、研究推進課もし

くは信州大学産学官連携推進本部の産学連携・外部資金担当部門等の配置人員の強化について順次検討する。

評価結果を踏まえ、各種資源を重点配分するための方法を策定し、実施するとともに、システムを検証し、所要の見直し・検討を行う。

【 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策 】

- 1) 全学の研究設備や施設を民間や産業界，あるいは他大学との共同研究に利用できるように支援体制を整え，共同研究を推進する。

地域共同研究センター及びサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL），浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）及び長野市ものづくり支援センター（UFO - Nagano）等の活用により，共同研究の推進を図る。

- 2) 全学の共同研究プロジェクトや，他大学，他研究機関の施設を利用する共同研究プロジェクトを推進するため，流動性の高い教員組織に整備する。

全学的共同研究プロジェクトや他大学等の施設を利用した共同研究プロジェクトを推進するための情報収集と情報発信のあり方を検討するとともに，流動性の高い教員組織の整備に向けて人事部門との協議を検討しながら情報収集を行う。

【 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 医学部は，大学院医学研究科の個性化を図り，なかでも臓器移植細胞工学医科学系と加齢適応医科学系の二つの独立専攻における研究の高度化と，これらの研究領域の国際的研究・教育を担う後継者の育成に努める。

加齢適応医科学系

- ・スポーツ医科学分野を中心とする健康増進指導者育成を目的とする修士課程の e-Learning システム遂行の支援を行う。
- ・加齢適応医科学系専攻は学年進行 3 年目であり，設置時の理念・目標に沿って，後継者育成のための教育研究の継続を行う。

臓器移植細胞工学医科学系

- ・教育研究業績についての自己点検及び外部評価の実施に向けて実施方法・内容の検討を行う。
- ・大学院生による授業評価及び研究指導法に関する評価方法・内容の検討を行う。
- ・大学院生の教育の充実を図るべくセミナー，講演会を開催し最新の知識の獲得に努める。

- 2) 工学部は，これまでの研究成果を活かして，カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を形成する。

信州大学カーボン科学研究所（仮称）を平成 17 年 4 月に設置する。同研究所内に 3 部門（基礎科学，医用化学応用，応用材料工学）を編成し，先駆的なカーボン科学研究を推し進めるとともに，電気電子，医療等の分野への応用も図り，それらの研究成果を活かしてカーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を目指す。

- 3) 繊維学部は，21 世紀 COE プログラムを推進し，先進ファイバー工学の世界的研究拠点を構築する。

21 世紀 COE プログラム「先進ファイバー工学」を中心として，ファイバー工学分野における国際的研究教育拠点を強化する。

大学のシーズと産業界からのニーズに基づいた試作や少量生産技術の開発受託などを行うこと

を目的としたパイロットファクトリー（仮称）の新設に向け検討する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

（１）社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

【 教育研究における社会との連携に関する具体的方策 】

- 1) 生涯学習を一元的に統括する体制を整備し，多様な社会的ニーズに応えうる総合的生涯学習プログラムを作成し，段階的に実施に移す。  
担当理事を中心に学内の各組織と連携し，現状の情報の発信方法や内容について，分析し，検討を行い，その結果に基づき，今後の方策を策定する。
- 2) 教育研究成果を社会的に還元するために，出前講座，市民開放授業，公開講座，テレビ放送公開講座等のプログラムを見直し，さらに充実・発展させる。  
出前講座，公開講座，テレビ放送公開講座等について，受講者アンケート等を基に現プログラムの検証を行い，その検証結果をプログラムにフィードバックし，新たなプログラムについて検討する。  
市民開放授業実施後，3年半を経過した。これまでの各種アンケート調査資料を総合的に分析し，検討を行い，今後の一層の普及・充実のための改善計画を策定する。
- 3) 地域における学術情報の中核的拠点として，附属図書館の開放をさらに拡大する。また，教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発・出版を促進するために，大学出版会の設立を検討し結論を出す。  
地域における学術情報の中核的拠点としての附属図書館の検証及びさらなる開放を推進する。
  - ・各館の立地地域を対象として長野県関係の学術的図書資料等を収集する。
  - ・県内の図書館類縁組織（文学館，博物館，美術館等）との連携交流を促進する。
  - ・地域住民向けホームページを強化・拡充する。教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発推進の検討を行う。
  - ・情報のポータル機能を拡充整備する。
  - ・学位論文にかかる著作権等の問題解決を関係部局へ働きかける。
  - ・紀要発行部局によるデータベース化及び電子化を働きかける。
- 4) 地域連携のための学内支援組織を基盤として，自治体，住民組織，NPO等と連携して，生涯学習の推進，公共政策の立案協力，地域社会の健康・福祉の向上，地域問題の解決等に対して，全学的に支援する体制を構築する。  
地域連携の施策等を検討，立案するための企画スタッフ組織を担当理事を中心として戦略企画室内に設置する。  
検討結果を活かして生涯学習の推進，公共政策の立案協力，地域社会の健康・福祉の向上，地域問題の解決等に対する全学的に支援する体制の構築を検討する。
- 5) 県内の他大学等との間で，地域貢献や単位互換制度等に関する連携について協議を進め，合意を得たものから実施に移す。  
県内の公私立大学等との連携により締結した単位互換制度を円滑に実施する。  
県内の公私立大学等との連携による地域貢献に関する具体的方策について検討するとともに，連携協定を締結している地方自治体との連携協議会等により，地域ニーズ等を把握する。

- 6) 長野県環境保全研究所，大町山岳博物館等との研究面での連携を進め，長野県の自然環境保護に積極的に協力する。  
長野県環境保全研究所，大町山岳博物館等と研究面で連携し「ヤマ・ネット・ジャパン（Y N J）」のネットワークを活用した共同研究を実施するとともに，その成果を発表し，普及を図る。
- 7) 知的クラスター創成事業の中核的拠点として独創的な研究活動を推進し，地域産業界への技術移転等により産業の振興と活性化を図る。  
4年目をむかえた長野・上田地域知的クラスター創成事業のこれまでの研究成果の実績をもとに，（財）長野県テクノ財団の中に設けられた同事業実施本部と連携し，さらなる共同研究企業の開拓を促進する。
- 8) 研究成果や研究環境を地域・企業等に還元することを目指し，事業化・起業化を視野に入れた産学官連携支援施設を拡充してインキュベーションを推進する。  
長野市ものづくり支援センター（UFO - Nagano）（試作工場）等を積極的に活用し，大学のシーズと産業界からのニーズに基づいた試作，製品化・商業化の技術開発の受託を受け，地域・企業に直接的に還元できる研究成果や研究環境を創出するとともに，サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL）におけるベンチャー起業の立ち上げを推進する。
- 9) 県内財団との連携により産学連携の掘り起こしを促進し，地域と連携したフォーラム，セミナー等を開催する。  
産学連携の掘り起こしを促進するため，大学のシーズを提供できる場を積極的に設け，また，長野・上田地域知的クラスター創成事業において定期的に行っている企業への研究成果の発表や，大学内で毎年開催している地域連携フォーラムを継続して行うとともに，さらなる充実を図るために研究者を講師として地域・企業等へ派遣するセミナー等の企画を検討する。
- 10) 知的財産の保全と活用を一貫して行う体制の充実を図る。  
産学官連携推進本部において，発明届の提出から特許出願・管理さらに技術移転までのトータルした知的財産管理を行う体制を確立したが，さらに積極的に活動するとともに，随時情勢にあった見直しを検討する。
- 11) 官公庁，地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加し，行政の発展・改善に寄与する。  
本学のホームページに開設している「研究者情報一覧」を随時最新情報に更新し，学外に研究者情報を発信するとともに，平成17年度中に稼働予定の「兼業兼職支援システム」を導入し，兼業兼職に関する業務の円滑な執行を図る。
- 12) 個人起業家に専門的・技術的アドバイスを行って優れたアイデアや発明の商品化を支援する。  
サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL）等を活用して，ベンチャー起業の支援を積極的に行うとともに，従来から地域共同研究センターで行っている創業支援事業を継続して行う。
- 13) 専門職・技術者等の知的要求に応え，技術相談，教育相談，セミナー，講演会等を開催する。  
ナノテク・IT部門及びライフサイエンス部門に，研究者の技術相談や特許に関する相談等のために，専門家の指導助言が受けられる相談窓口等の体制を検討する。

産学官連携推進本部において、定期的に知的財産セミナーや産学連携に関する講演会等を企画し、開催する。

【 教育研究における国際交流・協力等に関する具体的方策 】

- 1) 国際交流の統括的支援体制の整備・充実を図り、本学の中・長期的国際戦略を構築する。  
国際交流の総括的支援体制の整備・充実を順次図るとともに、教育研究の国際展開を推進する際の指針として国際戦略ポリシーを策定するため、情報収集を行う。
- 2) 国際交流に当たる職員等の研修プログラムを作成し、各種研修制度を活用した国際交流スタッフの養成を図る。  
国際交流の実績のある他大学等の国際研修プログラムや一般の語学研修プログラム等について情報収集を行う。
- 3) 教育面での国際交流を量的・質的に充実させ、留学生の受け入れ及び本学からの海外留学生数を増大させる。また、そのためのバックアップ体制を充実させる。  
ホームページを通じた情報提供や「海外留学資料コーナー」を充実する。  
留学生受け入れを積極的に行う。  
短期の交換留学制度の充実について検討し、本学の学生には「留学説明会」を開くなど、留学への動機付けを行う。
- 4) 大学間国際交流協定の見直しと活用を進め、短期留学生の相互受け入れを拡大する。  
交流協定校間の短期留学生受け入れ状況の実績調査をするなど、短期留学生交換を拡大するための体制を整備する。  
受入・送り出しのアンバランスや実質的に動いていない協定などの問題点を整理し、大学間国際交流協定の基本方針の見直しのための資料収集を行う。
- 5) 国際交流施設の拡充について検討する。これに加えて、地域社会との連携・協力のもとで、留学生の生活面での支援体制を拡充させる。  
国際交流委員会を経て、賃貸住宅入居時の機関保証の実施に向けて検討する。  
地域社会と連携した留学生後援組織の全学への普及方策を検討する。
- 6) 留学生卒業後のフォローアップ体制を検討し、実施する。  
留学生卒業後のフォローアップ体制（データベース構築、信州大学情報の提供、国別同窓会の設立など）の確立を図る。
- 7) 教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れを増大させる。また、教員の国外での研修機会を増大させる。  
教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れ、さらに教員の国外での研修機会を増大させるための経費、環境面などについての検討を行う。
- 8) 外国人教職員の採用を積極的に進める。特に、最先端分野において、若手外国人研究者の登用を積極的に進める。  
最先端分野における若手研究者、特に外国人研究者の採用及び人事の動向について調査を行い、現在の制度上の問題点等について検討する。

9) 国際学会、国際シンポジウム等の開催を推進し、本学を起点とした研究面での国際交流を活発化させる。

「信州大学国際シンポジウム 2005」を企画立案し、実施する。

10) 地域に居住する外国人とその家族、帰国子女に対する教育支援のあり方について検討し、公的機関等に対して必要な支援を行う。

留学生センターにおいて外国人への語学教育支援等について調査・検討を継続して実施する。

11) 公的機関や地域団体と連携・協力して、開発途上国等に対する技術協力や教育面での協力を積極的に推進する。

どのような国際開発協力活動への参画が可能か「国際開発協力サポート・センター」プロジェクト等を活用し、情報収集やセミナー参加を積極的に行う。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【 附属病院マネジメント改革に関する具体的方策 】

1) 病院長の専任化を検討し、病院の管理運営の最高責任者として予算執行権、人事権などの権限を強化する。

病院長の専任化の実施について検討する。

2) 救命救急医療体制の重点的整備を図る。

救命救急センター（20床）を設置する。

3) 特定機能病院の機能を充実させるため、患者数に対応した医療従事者の配置見直しを行うとともに、保健学科教員の診療協力の推進を図る。

医療従事者の配置見直しを実施する。

患者数に見合った医療従事者を確保するため、下記のとおり増員する。

- ・ 医員（40人）
- ・ 看護師（21人）
- ・ 栄養士・言語聴覚士 各1人（有期雇用職員）

医学部保健学科教員の診療従事対応予算について検討する。

【 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 】

1) 診療評価基準を制定し、スタッフの適正な評価を行う。

診療評価基準を制定し、施行する。

医員及び年俸制助手の配置の適正化を図る。

2) 第三者評価機構による病院機能の客観的評価を受ける。

県内の国立私立病院との間における相互チェックの計画を策定する。

大学病院間における相互チェックを実施する。

3) 職員の労働環境の改善及び診療実績に相応しい待遇改善に努める。

時間外及び休日労働の縮減のための業務の見直しを行う。

特殊勤務手当の検討を行う。

- 4) 経営面における病院長補佐体制の充実を図る。  
病院経営協議会（仮称）を設置する。
- 5) 経費の節減と病院収入の増加に努め、病院経営の改善を図る。  
医薬品、医療材料について可能な限り値引き交渉を行い、経費の節減を図る。  
契約方法の見直しを行い、単年度契約から複数年度契約（画像診断機器、検査機器の保守契約）に移行し、経費の縮減を図る。  
通院治療センターを設置する。  
先端心臓血管病センター外来部門を設置する。  
救命救急センター（20床）を設置する。
- 6) 戦略企画室及び経営分析室の体制を充実させる。  
部門別原価計算及び患者別疾患別原価計算の手法を取り入れた管理会計システムによる詳細分析を実施する。
- 7) 医療事故防止マニュアルの見直し（随時）、院内研修会の実施と院外研修会への参加、大学病院間の相互チェックの実施及び院内感染対策の充実など、リスクマネジメントの強化に努める。  
医療事故防止マニュアルの見直しを行う。（随時）  
院内研修会の実施と院外研修会へ参加する。  
大学病院間の相互チェックの実施及び院内対策を充実する。

**【 良質な医療人養成に関する具体的方策 】**

- 1) 新医師臨床研修制度に基づく研修を、関連病院等の協力を得て実施し、全人的医療のできる質の高い医師を養成する。  
研修プログラムの検討、見直しを行う。
- 2) 卒後臨床研修センター専任の教員・事務職員を配置し、研修制度の充実を図る。  
研修プログラムを充実する。  
専任教員（助教授）の配置について検討する。
- 3) 学外からの実習生、研修生を積極的に受け入れる。  
広範な職域における研修生の受入れを行う。
- 4) クリニカルクラークシップなど、医学部と連携して医学教育の充実を図る。  
臨床実習等への積極的な協力をを行う。

**【 研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための具体的方策 】**

- 1) 高度先進医療の開発、臨床への応用を推進するとともに、保健医療の進歩発展に資する臨床研究を推進する。  
高度先進医療の開発への積極的な臨床研究を推進する。

- 2) 大学院医学研究科，医学部及び他学部等との共同研究を推進する。  
幹細胞血管再生療法，メラノーマ遺伝子治療，生体肝移植（シトルリン血症に対する肝移植療法）等の開発を行う。
- 3) 地域医療の中核を担い，かつ高度先進医療を推進できるよう，病棟・中央診療棟に引き続き，病院診療の根幹をなす外来診療部門の機能強化と教育研究活動の充実を図る。  
通院治療センターを設置する。  
先端心臓血管病センター外来部門を設置する。  
救命救急センター（20床）を設置する。  
看護業務要員の充実確保を行う。

【 事務等の効率化・合理化に関する具体的方策 】

- 1) 経営サポート体制として病院経営分析担当部門を置く。
- 2) 医事課栄養管理室は，診療支援部門の一つ（臨床栄養部）として位置付ける。 -3-(02)-E-2  
臨床栄養部の設置を検討する。
- 3) 業務内容を見直し，病院事務当直，医療情報システムの保守・管理などの外部委託を推進する。  
病院事務当直の廃止を検討する。
- 4) 物品共同購入システムを構築し，経費の節減を図る。  
関東甲信越地区国立大学医学部附属病院会計担当者会議において検討する。
- 5) 医療情報システム共同開発体制を構築し，経費の節減を図る。  
次期システムへ向けての院内の意見聴取及び検討要望事項を調査取りまとめる。
- 6) 人事交流システムを構築し，人事の活性化を図る。  
人事交流計画を策定し，推進する。

（ 3 ） 附属学校に関する目標を達成するための措置

【 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 】

- 1) 学部・附属教員共同による実践的な研究の質を高めるために，学部・附属学校相互での授業や実践研究を通して成果をあげ，その成果報告書を年度ごとに公表する。  
研究組織や研究テーマの立て方，研究の進め方，報告の仕方等を検討し，より実質的な学部・附属共同研究のあり方を探究する。
- 2) 「教育参加」「学校教育臨床基礎」「学校教育臨床演習」「事前・事後指導」「基礎教育実習」「応用教育実習」など，臨床経験科目相互の系統性を強め，カリキュラムの系統化を図る。  
教育学部に次の科目を開設又は内容を改革し，附属学校，公立学校及び地域教育機関の協力を得て実施する。
  - ・ 1年次に新設科目「教育臨床基礎」「地域教育演習」を開設
  - ・ 2年次に新設科目「教育臨床演習」「地域教育演習」を開設

・ 3年次の「事前事後指導」の内容を改革

**【 学校運営の改善に関する具体的方策 】**

- 1) 附属小学校及び附属中学校の学級規模の適正化を図る。  
小学校に引き続いて中学校の周辺校の学級規模等について調査し、附属学校の将来構想の進捗状況と関連付けて検討する。
- 2) 少人数学級、習熟度別指導、不登校児童生徒支援等の教育課題に対応させ、教育内容や方法について教育研究を実践する。  
平成 16 年度に引き続き、附属長野中学校において英語科、数学科の授業を各 1 学年選択し、それを対象にして少人数学級編成による学習指導を実施し、その在り方を追究する。
- 3) 附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校を一体化した附属学校園をめざし、施設設備やカリキュラム、教員組織を検討し、その具体化を試みる。  
附属幼稚園・附属松本小学校を一体化した「附属松本初等教育学校」の設立をめざし、カリキュラム、教員組織の検討を行う。
- 4) 附属養護学校の児童・生徒の障害に即した基本的な生活習慣等の日常訓練や指導のための施設を含めた環境づくりを行う。  
北陸地区附属養護学校の中で、児童・生徒の障害に即した基本的な生活習慣等の日常訓練や指導のための宿泊施設および基本的な生活習慣の訓練用施設を持たない本附属養護学校は当該施設の実現を目指す。

**【 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 】**

新しい教育課題に対応するため、通学区や入学者選抜方法等の見直しを行う。  
最近の市町村の統合合併など外部条件の変化を考慮して、過去 5 年程度の応募者の人数・出身地区の推移や通学区及び入学者選抜方法等の見直しに資する資料を整える。

**【 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 】**

教育委員会との連携を図り、研修教員を積極的に受け入れ、学部教員の指導のもとで実践的研修を行う。現職教員 10 年経験者研修等についても臨床研修の場を提供する。  
現職教員 10 年経験者研修等について臨床研修の場を提供する、また 10 年経験者現職教員の各附属学校園公開研究会参加に向けて取り組む。  
長野県教育委員会との合意に基づき、附属 6 校園で長野県教育委員会から派遣された研修教員を受け入れる。

**【 地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法に関する具体的方策 】**

- 1) 各学校園での先導的研究を公開授業研究会において公表する。  
長野地区、松本地区それぞれの附属学校園において先導的教育研究を行い、公開する。
- 2) 学びの連続性を重視した学年間や、幼 小、小 中間に連続するカリキュラムの開発、ノーマリゼーション理念に基づいた小・中・養の交流・協同のカリキュラム開発を行う。  
「附属松本初等教育学校」の設立をめざし、その準備として、学びの連続性を重視した幼 小間をつなぐカリキュラムの開発を行う。  
附属長野 3 校においては従前から、ともに学び、ともに育つ学習が成立するような交流学習の力

リキュラムを実践している。平成 17 年度も附属長野中学校と附属養護学校間において、特別活動および生活単元学習のカリキュラムの中で協働の学習とノーマリゼーション理念の育成を行う。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

【 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する具体的方策 】

- (1) 役員会が各学部の情報を把握しやすい組織体制を確立する。  
役員会メンバーと部局長で構成する拡大役員会の定期的開催及び各学部教職員との学長懇談会を開催するとともに、学生のための学長オフィスアワーを定期的に開催し、役員会が各学部の情報を把握するための体制の整備を図る。
- (2) 役員会と各部局及び各部局間の連絡調整機能が十分に発揮される体制を整備する。  
役員会と各学部及び各部局間の連絡調整を行う拡大役員会の定期開催並びに部局と法人本部の業務執行担当者の連絡調整を行う事務連絡会議を定期的に開催する。  
また、大学の活動を中心に全教職員に知らせるための電子メールによる「週刊信大」の発行により最新情報の提供及びホームページを利用した大学の運営に関する情報を学内掲示し、引き続き、役員会と各学部及び各部局間の連絡調整機能が十分発揮される体制の整備を図る。
- (3) 大学運営上の重要テーマに応じて担当理事を配置し、学長の業務の一部を分担させるとともに、当該理事のもとにそのテーマに応じ、スタッフ組織又は執行組織を結成し、企画立案及び執行する体制を構築する。  
理事が担当し、掌理する業務について明確にする。また、この業務内容に基づき、テーマに応じたスタッフ組織又は執行組織による企画立案及び執行する体制の見直しの検討を行う。
- (4) 大学のコア業務については、学長と一体となった副学長を置く。また、学長の意志決定を補佐し、大学経営戦略策定の支援業務、全学調整、役員会の議題整理等の業務を行うために、学長室を置く。  
副学長が担当し、掌理する業務について明確にする。
- (5) 専門知識・経験をもつ学外者をスタッフ組織に登用し、理事を助けるとともに、学内教職員のキャリア開発の機会を確保する。  
専門知識・経験が必要な業務の洗出しを行い、専門知識・経験を持つ学外者をスタッフ組織へ登用することの問題点等を検討するとともに、職員のキャリア形成の現状について調査する。
- (6) 平成 17 年度までに、教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を見直す。  
教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を検証し、必要に応じ見直しを行う。
- (7) 大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう、学長選考会議における候補者の選考に先立ち、構成員の意向投票を実施する。  
学長選考会議の検討結果に基づき、学長選考に関する規程等を制定する。

(8) 学部が各地に分散する大学の特性にあった大学運営を行うため、学部長に学長権限の一部又は細部を委譲又は委任するとともに、評価・改善のシステムを構築し、順次実行する。

学長が部局長に命ずる業務を明確し、順次実施する。

(9) 学部長のリーダーシップを発揮しやすい体制整備のため、学部長補佐体制を整備するとともに、各学部の必要に応じ学部長室を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。

#### 人文学部

平成 17 年度から施行される「国立大学法人信州大学組織に関する規則」により、前年度から実施している学部執行部体制をさらに充実させ、より実効性の高いものにする。「学部長室」の設置については、現行の「学部執行部会議」の運営実績を検証するとともに、プロジェクトへの対応をも考慮しつつ、その必要性を適宜検討する。

#### 教育学部

平成 17 年度から施行される「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に基づき、学部の執行組織を明確にする。副学部長、学部長補佐等による学部運営会議を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。これまでの各種委員会等を学部運営会議のもとに置き、新しい執行部の体制を運用する。

#### 経済学部

平成 17 年度から施行される「国立大学法人信州大学組織に関する規則」により、現体制の見直しを図るとともに学部運営のさらなる効率性と機動性を高めるための方策を策定し、実施する。

#### 理学部

平成 17 年度から施行される「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に基づき、「学部長補佐」による学部長補佐体制の強化と「学科長制度」による学部運営の充実を図る。「学部長室」の導入について検討する。

#### 医学部

学部運営の効率性と機動性を高めるため、学部長補佐会議機能の充実と諸会議の縮小を図るとともに、学部長室の設置について検討する。

#### 工学部

「国立大学法人信州大学組織に関する規則」が施行されることに伴い、現行の学部長補佐の担当業務及び配置人員等の見直しを行う。各補佐は学部長を補佐するとともに、自ら積極的に担当業務を企画・展開、あるいはフォロー等を行うことにより、学部運営の効率性及び機動性をさらに高めていく。

#### 農学部

平成 17 年度から施行される「国立大学法人信州大学組織に関する規則」に基づき、新たな副学部長及び学部長補佐体制を実施する。

#### 繊維学部

学部長補佐 2 名から 3 名体制への整備を図る。その運用結果の評価を行い、次年度以降の運営体制の整備を検討する。学部の方針等を策定する既設の学部長室会議の機動的な指導体制を整備する。

(10) 副学部長又は学部長補佐は、その職責に応じた処遇を制度化する。

役員会において、副学長又は副学部長等の人数の範囲、処遇、既存管理職員との兼務についての大枠を大学として検討する。

(11) 教授会の審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。

#### 人文学部

既に導入している諸会議報告等の文書の電子化等をさらに推進するとともに、執行部会議の役割・機能を明確化しつつ、教授会における審議の実質化・効率化を図る。

#### 教育学部

教授会と学部執行組織との役割を明確にし、学部運営会議での十分な審議を経ることにより教授会の審議事項を精選し、所要時間の短縮を図る。

#### 経済学部

従来の審議事項を随時見直し、本部権限となった事項については審議の省略を図る。また、審議事項を教学関連と管理運営関連に分類し、管理運営関連事項のうち報告事項とすべき分野を検討する。なお、審議事項の精選が図れた事項について、必要に応じて学部教授会規程を改正する。

#### 理学部

平成 16 年度に教授会の審議事項の数、内容及び時間数を調査した結果、良好であった。本年度も検証を行い、必要に応じ見直しを行う。

#### 医学部

平成 16 年度計画に引き続き、会議の審議事項の見直しを行う。更に、重要案件について学部長補佐会議で審議し、所用時間の縮減を図る

#### 工学部

代議員会制度及び学科長会議制度は既に導入済みである。さらに教授会の審議事項を精選し、効率化を図り、前年度より所要時間を短縮する。

#### 農学部

企画会議・学科長会議の役割分担を明確にし、教授会審議事項を精選するとともに教授会システム等の検討を継続する。

#### 繊維学部

教授会を人事・教学関連事項に重点を置き、学部の運営については、学部長室が原案を策定、学部運営会議で審議・決定し、学科、教員へ周知するシステムを構築した。さらに効率的な運用を図る目的で、全教員の参加する会議は、必要最小限に開催するものとする。

(12) 教授会と学部長との役割分担を見直し、主に教学に関する事項を教授会とし、意思決定・執行のスピード化、効率化を図る。

#### 人文学部

平成 16 年度より導入している「学部執行部会議」の役割及び機能を明確にしつつ、その実効性ある運営に努める。

#### 教育学部

教授会と学部執行組織との役割と責任を明確にする。学部執行組織は、学部運営会議のもとに実務委員会や各種委員会を置き、学部長、副学部長、学部長補佐等による執行部体制を強化すると同時に責任体制を明確にする。

#### 経済学部

教授会の審議事項を随時見直し、審議の効率化を図る。学部長と合わせて3名が学内諸委員会を分担統括して意思決定及び執行を指揮する。同時に主要な実施委員会委員長、学部長及び副学部長による連絡会議を定例的に開催して、諸施策の決定及び執行のスピード化を図る。

#### 理学部

平成 16 年度に教授会の教学に関する事項以外の事項について検証した結果、良好であった。本年度も検証を行い、必要に応じ改善策を検討する。

#### 医学部

教学に関する案件については、医学教育センターで審議のうえ教授会に諮ることとしている。管理運営面に関しては、学部長補佐会議において、学部長リーダーシップのもと意思決定の形成、

その執行のスピード化、効率化を図るよう検討する。

工学部

代議員会及び学科長会議に、教授会審議事項を付託し、効率化を図っている。必要に応じ、教授会における審議事項の見直しを行い、学部運営の意思決定・執行のスピード化、効率化を図る。

農学部

教授会審議事項及び役割分担の見直し検討を継続する。

繊維学部

意思決定・執行のスピード化、効率化を図るために既設の学部長室会議を充実し、学部長補佐3名体制とする。教授会は人事・教学関係の審議機関とする。全教員を対象とした会議は必要最小限に開催する。

- (13) 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。

人文学部

学長選考規程の施行をまって、これとの整合性を図りつつ、人文学部長候補者選考規程を策定する。

教育学部

学部長候補者選考通則の改定に基づき、教育学部長候補者選考規程の見直しを行い、学部運営の適任者を選任できる選考方法等を検討する。

経済学部

学部長候補者選考通則との整合をはかるべく、また、学長選考会議の検討状況を踏まえ、経済学部長候補者選考規程の見直しを開始する。

理学部

学長選考規程の施行をまって、理学部長候補者選考規程の検討を行い、新方式を導入した学部長選考を行う。

医学部

学部長は、法人化により、管理運営面に加えて、学部における教育・研究面におけるその職責の重要性が増大しており、学部長候補者選考通則を踏まえて、識見を有する適任者を選任できるよう医学部長候補者選考規程の見直しを検討する。

工学部

学長選考規程の施行及び信州大学学部長候補者選考通則を基に、適任者を学部長候補者として選考できる方法等を検討し、工学部長候補者選考規程の整備を図る。

農学部

学長選考規程の改正作業の進捗状況と合わせ、農学部長候補者選考規程の見直しを継続する。

繊維学部

学長選考規程等の大学法人の関連規程と整合するよう繊維学部長候補者選考規程を改正する。学外からの意見も参考とし、より望ましい選考方法を検討する。

- (14) 事務系職員は、学長、役員会等の執行機関や教員組織との密接な連携協力のもとで、役割を分担する専門職能集団としての機能強化を図る。

事務系職員の専門職能集団としての機能強化のための検討を行うとともに、各部署の課・係に加え、目的達成のためチーム制を置くなどの方法を検討する。また、スタッフ職員組織へ教員の参加を積極的に推進する。

- (15) 戦略的な組織編制と選考採用、各種専門研修、キャリア・パスの整備等により、優れた人材確保や養成を行う。

大学職員の人事政策に関して他大学の状況について調査する。

- (16) 留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運営組織を設置する。

学内関係組織の再編成の事項として位置付けて実施し、運用を開始する。

- (17) 中期計画等を確実に実現させるため、学長のリーダーシップのもとに関係委員会が有機的な連携を図りつつ、学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムを構築する。また、教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費の一層の確保を図る。

裁量的経費を重点配分するシステムの検証を実施するとともに、検証結果に基づくシステムの見直しを検討する。

法科大学院の教員組織を充実させること、並びに学生・生徒・教職員等の健康管理面を充実させるために一般職員を新規に措置する。

- (18) 健全な大学経営と対外的説明責任の観点から、執行機関においては、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整える。

平成 16 年度に策定した指針を踏まえ、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整えるための具体的方策の検討に着手する。

- (19) 業務執行効率を考慮した合理的な監査基準に基づく監査体制を整備する。

監事の行う監査の体制の整備・充実を図るとともに、監事の行う監査、会計監査人の監査及び内部監査との連携体制の見直しを行う。

会計諸規程と財務会計システムとの整合性の検証及び見直しを行う。

内部監査のマニュアルの検証及び見直しを行う。

- (20) 近隣の大学等との連携を一層強化し、教育研究分野のパワーアップを図るとともに、新たな連携・協力モデルの構築を目指す。

平成 17 年 1 月に締結された長野県内の 7 大学( 清泉女学院、長野大学、松本大学、松本歯科大学、諏訪東京理科大学、長野県看護大学及び信州大学 ) による「長野県内大学単位互換協定」により、学生の多様なニーズに応えるとともに、大学間の相互交流及び連携強化を促進させ地域貢献に力を発揮する人材を共同で育成する。

平成 16 年度に開催した本学と上越教育大学との連携協議会での協議に基づき、「教育交流」、「研究交流」、「地域貢献検討」及び「教育課程研究」の 4 部会の事業計画を推進し、人的にも教育研究の面でも交流を重ね、情報交換を行いながら両大学のパワーアップを図っていく。

若者や市民が集まる長野市街地で行う「長野 C o C o カレッジ」( アカデミックなものから実学的なものまで含む幅広い各種の講義や講座を開講するバーチャルなカレッジ ) において、長野市内 7 大学・短大・高専単位互換夜間開講カレッジを含め、9 つのカレッジ・講座等を開講し、中心市街地の活性化及び市民等の生涯教育に対するニーズに貢献する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

### 【 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する具体的方策 】

- (1) 自己点検・評価と学外者による検証や第三者評価を行い、教育研究組織の中・長期的な見直しの基本構想を策定するシステムを構築する。

自己点検・評価と学外者による検証や第三者評価の結果を活かした教育研究組織の中・長期的な

見直しの基本構想を策定するシステムの構築に向けて調査し、検討する。

- (2) 教養教育の充実並びに教育に関する研究開発，企画及び支援をさらに推進するため，高等教育システムセンターを改組し，高等教育機構（仮称）を設置する。  
高等教育機構(仮称)設置準備室において，設置のための運営を適切に行う。
- (3) 平成 19 年度に，医学部保健学科を基盤に，高度で専門的な医療技術者や教育者，研究者の養成を目的として，看護学及び保健学に関する大学院（修士課程）を設置する。  
医学部保健学科を基盤とした大学院医学研究科保健学専攻（修士課程）の設置の準備を進める。
- (4) 文化，教育，社会政策等の分野の高度専門職業人養成を目的として，既存の人文科学研究科，教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。  
文化，教育，社会政策等の分野の高度専門職業人養成を視野にした，人文科学研究科の改組・拡充案を検討するとともに，この計画を促進するために，内陸文化交流室を発展的に改組し「人文学部地域連携センター（仮称）」として充実させる。  
教員養成に対する多様な社会的ニーズ等について現状把握をするとともに，高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成する専門職大学院(教育版プロフェッショナル・スクール)の設置と既存の大学院修士課程の教育課程，教育組織の見直しを一体化して検討する。  
経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻では総合工学系研究科との連携に基づくダブルディグリー化の検討を開始する。また経済・社会政策科学専攻においては，公共政策を軸とする高度職業人養成課程のフィジビリティを検討する。
- (5) 経済学部を母体に法曹専門家の養成を目的として，法科大学院を設置する。
- (6) 先端的，独創的，学際的研究の拠点形成と高度専門職業人の養成を目指し，理学部，工学部，繊維学部を基盤とする工学系研究科(区分制博士課程)に農学系分野を融合した総合工学系研究科(独立研究科後期3年みの博士課程)に改組・再編する。なお，工学系研究科(博士前期課程)は工学系研究科(修士課程)とする。
- (7) 医用工学分野等の設置による医学系研究科の充実方策，総合工学系研究科の拡充，両研究科の研究連携の推進について検討を開始する。  
医学部知的財産活用センターの活動を通して，「医学と工学」及び「医療と工業」を融合する医工連携を長野県テクノ財団並びに経済産業省の協力を得ながら，学内における医工連携コンソーシアム事業を遂行できるフロンティア人材の育成を推進する。  
医工連携活動の一環として，既に採択された経済産業省「地域新生コンソーシアム研究開発事業」の推進や，他の産学連携関連の外部資金を積極導入し，医工連携に必要な設備・体制・ノウハウの充実を進める。
- (8) 人文学部を中核として，文化，教育，社会政策等の地域における高度専門職業人養成を目指し，大学院地域ブランド研究科（仮称）博士課程（独立研究科）の設置を検討する。  
人文学部を中核とした博士課程独立研究科「地域ブランド研究科（仮称）」の創設を目指し，人文学部において平成 16 年度から検討している教育改革プログラム及び研究環境改革プログラムと連動させて，学部教育研究組織の見直し案を策定する。  
上記創設予定の大学院は，大学内での教育研究だけでなく，地域社会と連携した実践的活動が前提となる。その活動を支援するため，内陸文化交流室を発展的に改組する「人文学部地域連携セ

ンター（仮称）」を充実させる。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する具体的方策 】

- (1) 職務に応じ業績を評価する方法の構築，やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築を図る。  
職務の洗出しを行うとともに，業績評価の方向性を人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (2) 教職員の公募原則の推進，競争原理の導入，昇格昇進方法の基準及び具体的運用の説明責任を明確にし，人事の透明性を図る。  
教職員の公募する職種の洗出しを行うとともに，公募原則の方向性について人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (3) 職務に応じた多様な雇用形態の導入及び性差別・年齢差別・国籍差別のない職場づくりに努める。  
現在の職員の勤務実態等に関するアンケート調査を行い，職員の立場から見た問題点を明らかにする。  
就業規則の整備により多様な雇用形態の導入を可能にすると同時に，職務に応じた導入の検討を行う。
- (4) リーガル・コンプライアンスに基づく良好で安定的な労使関係の樹立，イコール・パートナーシップの推進とライフサイクルに合わせた就業形態の整備を図る。  
リーガル・コンプライアンスとイコール・パートナーシップという観点から，現状の点検を行う。  
次世代育成支援計画を実施にうつすとともに，ライフサイクルとの関連で現行就業形態の問題点を把握する。
- (5) 安心できる職場環境づくりを推進する。  
安心できる職場環境の意識調査として，アンケートを実施し，検証するとともに，安心できる職場環境づくりのため労働組合との連絡調整を行う。
- (6) 教職員のモラルの一層の向上に努める。  
教職員のモラル向上のための啓発計画を検討するため，アンケートによる意識調査を実施し，検証を行う。
- (7) 競争力のある魅力的な人事制度を構築し適切な運用を行う。  
競争力のある魅力的な人事制度の基本原則を人事制度ワーキング・グループで検討を行う。
- (8) 平成 18 年度までに人事制度検討委員会（仮称）を設置し，職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度・昇格昇進基準などの導入を検討し，平成 19 年度から実施する。  
人事制度ワーキング・グループで，能力資格制度，職能資格給与制度，人事考課制度，昇格昇進基準などの方向性を検討する。
- (9) 教員以外の職員のキャリア形成について，職員個別のキャリア計画を作成し，各職域に応ずる専門的能力の育成を図るとともに，法人のキャリア育成責任を明確にする。

現行人事制度における職員のキャリア形成について、現状を調査するとともに問題点を把握する。

- (10) 教員のサバティカル制度の導入に向けた検討を行う。  
教員のサバティカル制度の導入を図るため、現在の制度の点検と見直しを、人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (11) 必要な部署には、教員以外の職員の他に非常勤職員・アウトソーシング人材(派遣等)を活用し、業務の効率的な運営を図る。  
アウトソーシングが必要な部署及び職種の把握のための調査を実施する。
- (12) 各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。  
一部の分野について任期付き任用を実施する。
- (13) 教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。  
女性教員雇用の実状について調査を行うとともに、調査結果を公表し、現状の周知につとめる。  
また、女性教員雇用の現状について、問題点等を分析する。
- (14) 教員以外の職員総数に占める女性の割合を、男女共同参画社会にふさわしいものとする。  
女性職員の就業実態について資料分析を行い、問題点の洗い出しを行う。
- (15) 平成17年度までに、男女ともに育児休業の取得を進める施策を策定し、育児休業の取得率の向上に努める。特に男性の取得を奨励する。  
教職員を対象としたアンケート調査の一貫として、育児休業の取得に対する調査を実施するとともに、育児休業制度等について制度の解説などの周知を図る。
- (16) 外国人教員数を、現在の人数より増やす。  
外国人教員の雇用の実情について調査を行い、調査結果に基づき、外国人教員の増員配置をすることのメリットについて人事制度ワーキング・グループで検討する。
- (17) 障害者については、法定基準以上の雇用を行う。  
障害者の雇用状況について基礎調査を実施するとともに、本学における障害者雇用を促進するための基本方針を検討する。
- (18) 本学としての教職員定員を定め、不断の評価点検に基づく効率的な人員管理を行う。  
各部署における教職員の必要人員の調査を行うとともに、人員管理と併せて適切な人件費管理に向けたシステムを検討し、整備を図る。
- (19) 学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を図る。  
学長裁量の人員枠の確保と戦略的な運用を役員会において検討を行う。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【 事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する具体的方策 】

- (1) 法人化を踏まえた新たな事務組織に移行して、点検・評価システムを導入するとともに、教育・

研究・学生関係業務及び社会的要請等に見合った人的資源の投入について不断の見直しを行う。  
事務組織見直しのため、役員会の下に設置したワーキング・グループ及び学長の下に設置した組織開発イニシアチブチームが中心となって事務組織改革を推進する。

- (2) 事務系職員の採用について、平成 16 年度採用分から、他大学と共同で一括職員採用試験（面接試験を除く）及び説明会を実施し、関係業務処理の効率化を図る。  
平成 16 年度の問題点等の見直しを行い、関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験の第一次試験を、同一期日・試験時間割で、同一の試験問題により、関東甲信越地区の各会場において一斉に実施する。
- (3) 平成 17 年度から、事務系職員の資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。  
外部機関による研修、他大学との共同研修等の可能性および効果について検討を行うとともに、他大学の研修の実施状況等を調査する。
- (4) 業務の効率化を図るためアウトソーシングを進める。その方策として費用対効果を考慮し大学に常時勤務する職員が行うべき業務を精選し、その他の業務は外部委託する。  
常時勤務する職員が行う業務について費用対効果を考慮した検証を行うとともに、検証結果に基づき業務の効率化を図るためアウトソーシングを検討する。  
業務効率化及び費用対効果を考慮したアウトソーシングを検討するとともに、実施・検証する。
- (5) 平成 19 年度までに、学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理の Web による入力切替えを行う。  
学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理の Web による入力切替えを行う。（各学部順次）
- (6) 学内広報の一層の電子化を行う。  
学内広報の電子化計画スタッフチームの活動として次を行う。
  - ・法人本部、各学部等の現状の調査、導入可能な方策・システムの検討
  - ・電子化計画を策定し、推進するとともに、学内電子化ルールの確立と運用・評価
  - ・システムの導入に伴う円滑な運用体制の確立（グループウェア、Web、ペーパーデータ配信システム、メーリングツール等）、導入システムの評価
- (7) 事務処理手続きを見直し、簡素化する。  
文書作成、公印の押印、作成文書の決裁等について事務処理手続を検証し、簡素化方策を検討する。  
財務会計システムによる業務処理フローを見直し、充実する。  
検証・見直し結果に基づく新たな事務処理体制を確立し、実施する。
- (8) 平成 17 年度までに、専門的な業務に従事する職員についての一般公募による選考採用の方法を導入し、一層専門的な研修を実施するなど事務職員等の専門性の向上を図る。  
平成 16 年度に制度化した選考採用による職員の専門的研修が必要な業務の洗出しを行うとともに、それらの業務に就く職員の研修方法等について検討する。
- (9) 理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制により、事務職員の専門性を高める。

外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制による理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を充実し、効率化・合理化を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の外部資金の増加に関する具体的方策 】

- (1) 申請件数及び採択件数の増加を図るための方策を積極的に検討し実施する。  
科学研究費補助金の申請件数や採択状況及び寄附金等の受入れ状況を役員会等で報告するとともに、大学のホームページ上でも採択者等を掲示し、全教員に申請に対する啓発を行う。また、前年度の実績をもとに学部ごとに努力目標等を示し、積極的な申請を促す。  
全教員が、個人申請の助成金等を含め、1件以上の外部研究資金に申請するよう促す。
- (2) 部局全体の申請率及び採択率の向上を図るため、採択者に対するインセンティブの付与を部局予算配分に反映する。  
さらなる申請率及び採択率の向上を目指したインセンティブ付与システムを整備し、充実する。
- (3) 補助金公募等のニュースソース及び申請に関する手続き、Q & A、留意事項等を常時ホームページで発信するとともに、説明会を毎年開催する。  
補助金、助成金等の公募について、大学のホームページに掲載し、発信するとともに、関係部局へは通知する。また、特定学部の推薦すべき助成金等がある場合は、部局長等へ積極的に申請するよう促す。  
毎年応募のある競争的資金等については、公募前から情報提供し事前に準備する。また、大学全体構想に関する資金の申請に関し、部局へ指示、依頼等を行う。  
補助金、助成金等の公募の説明会等に参加し、学内においても説明会等を開催する。
- (4) 信州大学産学官連携推進本部及び地域共同研究センターを核として、信州大学の各部局が地域産業界、地方自治体と産学官連携を推進することで、外部資金の獲得額の増加を目指す。  
大学の最先端技術シーズを産業界に広く紹介し、産学連携を推進することを目的とした産学マッチングイベントである「イノベーションジャパン」や、松本地域の中小企業が持つ高い生産加工技術や大学の研究成果を紹介する「まつもと広域工業フェア」等、大学のシーズを提供できる場に積極的に参加し、研究の広報活動等を行い、共同研究等の相手企業を獲得する。
- (5) 知的クラスター創成事業を推進するために、(財)長野県テクノ財団、参加企業等の諸団体と連携し、共同研究の一層の増加を図る。  
本学教職員の長野・上田地域知的クラスター創成事業の連絡会議等への出席、(財)長野県テクノ財団担当者の本学会議への参加を願うなど、相互の情報交流による協力体制のもと、事業を推進する。
- (6) 21世紀COEプログラムから派生する共同研究・受託研究の一層の増加を図るとともに、新規プログラムのさらなる採択を目指す。  
21世紀COEの研究成果をもとに、積極的に共同研究及び受託研究の増加に取り組む。  
新規プログラムの情報収集を行うと同時に、各省庁等の大型競争的資金等の情報を関連学部を提供し、積極的な申請に取り組む。

- (7) 学内の研究資源・情報のデータベースをもとに、企業や官公庁の訪問等によって、外部に対し積極的に信州大学の経営資源をアピールし、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部研究資金の獲得につなげる。

研究者の研究情報のデータベース情報を常に更新し、企業等に情報提供する。また、個々の研究者の提案書等により、企業等へ共同研究等の広報活動を行うとともに、マッチング懇談会や工業フェア等に参加し、大学のシーズを情報発信する。さらに企業等のニーズを捕らえ、研究者とマッチングさせる等して、外部研究資金の獲得につなげる。

- (8) 地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため、分散キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進する。

担当理事を中心とし、地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため分散型キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進するための方策を検討する。

信州大学基金（仮称）等の創設について検討する。

広く寄附金を集めるため、寄附者に対し大学の実施する公開講座等の事業への参加ができるようなメリットを検討する。

- (9) (株)信州TLO及び信州大学産学官連携推進本部による大学知的財産管理・運営機能の強化により、ロイヤリティー等収入の増加を図る。

産学官連携推進本部は知的財産の創出・管理を行い、(株)信州TLOはその運営の実務を行う等、相互の業務を明確にするとともに、両組織のスタッフを共通の事務室に配置し情報を共有するなど、有機的な連携強化により収入の増加を図る。

- (10) 病院収入は、収益及び費用比率並びに労働生産性等経営管理分析を的確に行い増収を図る。

部門別原価計算に加え、患者別疾患別原価計算の手法を取り入れた管理会計システムにより、経営管理分析を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### 【 管理的経費の抑制に関する具体的方策 】

- (1) 内部部局及び学部事務の見直し合理化を行い、費用対効果を考慮して、アウトソーシングに馴染む業務については積極的に推進し、変動費化を図る。

内部部局及び各学部との重複業務の検証を行うとともに、アウトソーシングの推進を図る。

- (2) 光熱水料の削減に向けたポスターの掲示、省エネ推進期間の設定等により、取組の推進及び教職員や学生等の改善意欲を醸成し、光熱水料の縮減を図る。

光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供、啓発活動等の行動計画に基づく取組を推進する。

- (3) 配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進し、印刷物・コピー代の縮減を図る。

会議配付文書を精選するとともに、PDFファイル等の利用及びホームページ活用によりペーパーレス化を推進する。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

#### 【 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 】

- (1) 会議室等の施設，研究用設備及び機器のより効率的な利用を図るために，部局を越えた全学一括管理の仕組みを確立する。  
全学一括管理に対する課題の検討を行う。  
会議室等の施設，研究用設備及び機器の利用状況把握調査年次計画に基づき，調査を実施する。
- (2) 施設・設備の使用状況のデータベース化を充実強化し，教育研究の変化に対応した弾力的活用と効率的な利用を図る。  
施設・設備の使用状況調査の年次計画に基づく調査を行い，順次データベース化する。
- (3) 週末，長期休業中を含め，大学の施設（会議室，教室，体育施設等）を効率的に活用するとともに，新たな収入を獲得するため，学外者に有料で貸し出すなど，施設・設備の有効利用を図る。  
施設貸し出しに対する課題の検討を行う。  
大学施設の利用状況把握調査年次計画に基づき，調査を実施する。

#### 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### 【 評価の充実に関する具体的方策 】

- (1) 平成 17 年度を目途に，全学の自己点検・評価，外部評価，第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室（仮称）を設置して，多面的な点検評価活動を実施し，その結果を公表する。  
評価・分析室による全学の自己点検・評価及び外部評価の実施並びに第三者評価への対応に向けての具体的な方法及び内容を検討する。  
評価担当者の養成を図るための研修等を準備する。
- (2) 関連委員会等相互の有機的な連携を踏まえて，目標・計画 実施 評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだ改革・改善体制を全学的に整備する。  
平成 16 年度に策定したマネジメント・サイクルに関する指針により，全学的な体制整備に着手する。
- (3) 教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システムの構築と優れた教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。  
教育研究組織の成果・業績に基づく評価システムの構築に向けて調査し，検討を行う。  
教員や教育研究組織に対する支援方策の策定に向けて調査し，検討を行う。  
教員の成果・業績等に基づく教員の個人評価の実施に向けて，評価方法や内容を策定するための調査を実施する。
- (4) 大学運営の専門的職員と教員との連携を通して，組織，運営，財務等に係る評価システムの構築と検証結果を踏まえた改善方策を策定する。  
組織，運営，財務等に係る評価システム構築へ向けて調査し，検討を行う。
- (5) 信州大学の評価情報の体系的な収集（データベース化）・調査・分析・提供を一元的に司り，大学評価関連委員会及び中期目標・中期計画の企画立案を支援する大学評価情報調査分析室を整備・充

実し、評価・分析室（仮称）の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。  
評価・分析室評価情報部門を整備し、充実する。

- (6) 信州大学評価情報データベースを作成し、本学の大学評価情報の充実を図る。データベースを活用して、教育研究活動、社会活動、国際交流活動、大学・業務運営その他の諸活動を常時モニターしながら、中期目標・中期計画の達成度を検証し、改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供する。  
信州大学評価情報データベースを作成し、充実するとともに、さらなる活用方策を検討する。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

### 【 情報公開等の推進に関する具体的方策 】

- (1) 担当理事をトップに広報体制を整備し、広報戦略を策定し、実施に移す。
- 1) 信州大学評価情報データベースからマネジメント情報や評価指標を抽出し、分かり易く工夫し、国の内外に積極的に公表する。
  - 2) 広報誌、ホームページ等を通じて本学の研究・教育活動について広報活動を機動的に行う。また、留学生センターと協力して、英語等の外国語による教育・研究情報の国際発信を積極的に推進する。
  - 3) 在学生、卒業生、地域社会及び自治体との定期的意見交換の場を設け、外部の声を広報活動等に反映させるとともに、広報体制と広報実務の改善を図る。  
ルーチン化、システム化が完了した広報業務は、既存組織、アウトソーシング、サポーター組織（協力学生など）に委譲し、継続的なルーチン業務として広報業務を推進する。  
広報スタッフが中心となり全学広報の企画・戦略の立案、実施を行うとともに、部局の広報について、全学広報との連携の面から企画・戦略の立案を行う。  
平成 16 年度に立ち上げた「信州大学ホームページ（English）リニューアル・プロジェクト」、  
「信州大学広報誌（概要等）リニューアル・プロジェクト」の推進と、完了後の事後評価を行う。
- (2) 事務文書の作成・保管体制を見直し、情報公開に対して即応可能な事務運営システムを構築する。  
事務文書の作成方針及び保管体制を検証するとともに、文書の分類基準の学内統一化等文書分類基準等について検証を行う。
- (3) 個人情報のセキュリティ・ポリシーを策定し、文書保管システムやデータベースの安全性の見直しを行う。  
個人情報の適切な管理に関する学内規程等の整備を行なうとともに、ネットワーク管理システム及びデータ暗号化ソフトの導入について検討を行い、可能な部分については導入を行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

## 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

### 【 良好なキャンパス環境形成のための具体的方策 】

- (1) 施設マネジメントを導入し、組織の流動化にも対応できる施設スペースの確保と弾力的利用及び効率的な活用を図る。
- 1) 中期目標期間の上半期までに、点検済の各建物の再点検・評価に基づくスペースの適切な再配

分を行う。

2) スペースチャージに関する規定（平成14年度策定）を再検討し適切な運用を図る。  
各建物の再点検・評価の実施計画に基づく再点検・評価を実施する。  
再点検・評価を基に施設の効率的な活用計画策定を開始する。

(2) 施設事務を集約化して、各団地の各種データ管理と評価を行い、省コスト・省エネルギー化を目指すとともに、維持管理機能の強化を図る。

年数回のプリメンテナンス等により、効果的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。  
施設マネジメント管理システム導入の年次計画に基づく、施設マネジメントの基本実施策の作成  
推進及び各種基礎データのデータベース化を推進する。

(3) 附属病院外来診療部門の診療機能並びに教育研究施設の老朽改善・再生整備を図る。

外来診療棟基本計画の再検討を基に、外来診療棟新営の要求を行う。  
老朽改善施設の改修要求を行う。

(4) 理工系分野の教育研究の高度化を踏まえた既設建物の環境と機能を充実させる。

繊維学部精密素材工学科棟・講義棟の改修を行う。  
理工系分野の既設研究建物の環境及び機能検証の年次計画に基づき、環境及び機能検証を実施する。  
理工系分野の研究施設の改修要求を継続し、改修整備に努める。

(5) 学生教育のための施設及び学生教育支援施設の環境を充実させる。

学生教育のための施設及び学生教育支援施設環境検証年次計画に基づく環境検証を実施する。

(6) 附属学校の教育環境を充実させる。

附属学校校舎の教育環境検証年次計画に基づく環境検証を実施する。

(7) 全学的に蓄積されている研究資料を展示・公開し、地域社会に情報を提供する機能の充実を図る。

研究資料の蓄積状況把握調査の年次計画に基づく調査を実施する。

(8) 教職員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・業務の円滑な運営に資するため、宿舍の整備・充実に努める。

若里キャンパス職員宿舍新営を実施する。  
職員宿舍の現状把握調査年次計画に基づく職員宿舍の調査を実施する。

(9) P F I 事業として、教育研究施設や学生支援施設等の充実及び構内駐車スペースの狭隘緩和を図ることを検討する。

P F I 導入事業の検討を継続する。  
検討に基づく事業の導入可能性調査に努める。

(10) 産業界や地方自治体との連携を強化し、本学に産学官連携施設の実現を図る。また学外施設のスペースの確保に努める。

産学官連携施設長野市ものづくり支援センター（UF0 - Nagano）運用開始の支援を行う。  
学外施設のスペース確保の可能性調査を行う。

長野市・上田市との調整・支援を行う。

- (11) 平成 17 年度までにキャンパス計画の見直しを行い，調和のとれた屋外環境の整備を目指す。  
キャンパス計画の検証を継続する。  
検証に基づく屋外環境整備計画の一部を立案する。
- (12) 熱エネルギー等に関連する施設・設備の見直しを行い，効率的に運用する。  
E S C O 事業（Energy Service Company の略，省エネルギーを民間の企業活動として行い，顧客に対し包括的にエネルギーサービスを提供する事業）の旭キャンパスへの導入に向けた事前調査を推進する。  
省エネルギー推進ワーキング・グループを中心として，エネルギー使用状況，運用形態等を調査・把握し，エネルギーの効率的な運用に向けた提言をワーキング・グループの活動として行う。
- (13) 周辺環境との調和やユニバーサルデザインを導入し，安全対策に配慮する。  
1) アメニティの向上と身障者対応としての環境の確保に努める。  
2) 各建物のセキュリティシステムの充実を図る。  
ユニバーサルデザインの検討・計画をする。  
計画に基づく安全対策及びアメニティ向上の充実を図る。
- (14) 地域社会の応急避難場所等防災支援拠点としての施設や情報の提供等の充実を図る。  
拠点施設計画及び広報活動計画を策定する。  
策定された拠点施設計画及び広報活動計画に基づき広報活動を行う。
- (15) ISO14001 の規格認証取得等の部局の取組を全学的に支援することにより，大学として環境問題に対応する。  
各キャンパスの環境方針による建築・設備の改善を行う。  
地球環境に配慮した設備の更新を計画する。  
光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供，啓発活動等の行動計画に基づく取組を推進する。
- (16) 各キャンパス間の情報ネットワークの整備・拡充を推進する。  
総合情報処理センターで検討している，画像情報ネットワークシステムの設備のある講義室・会議室の機器の更新とそのネットワークの IP 化，キャンパス間 LAN を利用した新しい電話交換機の導入，キャンパス間ファイバのループ化などの情報ネットワークの整備・拡充構想に沿って，総合情報処理センターと連携を図り情報ネットワークの整備・拡充を順次推進していく。  
情報ネットワークにおける施設・設備面での台帳化（データベース化）について現状を検証しながら推進し，情報処理センターと連携して情報設備の整備・充実方を検討する。
- (17) 教育研究の高度化や情報化の進展及び周辺社会との連携等に対応した情報ネットワークの充実を図る。  
総合情報処理センターで構想している，他大学との情報ネットワークによる情報交換や，本学の情報ネットワークを災害時等における自治体の連絡手段として活用していくあり方について，総合情報処理センターと連携を図り情報収集を行う。  
総合情報処理センターで構想している，他大学や周辺自治体との通信手段として本学情報ネットワークを利用する際に，それに対応する施設・設備面での技術的サポートを行う。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### 【 安全管理に関する具体的方策 】

- (1) ハザードマップを作成し、各種の施設及び設備等を学内に周知するとともに、安全管理計画に基づく実施訓練を定期的実施する。  
ハザードマップを段階的に作成し、学内に周知する。
- (2) 教職員・外部の専門家による総合安全管理を目的とした組織としての見直しを図り、安全管理体制を再点検し、充実を図る。  
教職員・外部の専門家により安全管理体制を総合的に見直しながら再点検する。
- (3) 実験室・作業場等の安全性について再調査し、修学、就労上改善が必要な個所については速やかに措置する。  
実験室・作業場等の安全性を検証し、改善する。
- (4) 中期目標期間の上半期中に、実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアルを作成し、教職員・学生に対する安全教育の徹底を図る。  
安全対策マニュアルを作成し、安全教育の徹底を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
別紙参照

### 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額  
4 3 億円
- 2 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

工学部学生寄宿舍の土地の一部（長野県長野市若里 5 - 15, 1,022.58 m<sup>2</sup>）及び若里宿舍の土地の一部（長野県長野市若里 5 - 16, 745.39 m<sup>2</sup>）（計, 1,767.97 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

### 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
	総額	
・(常田)総合研究棟改修(繊維)	653	施設整備費補助金 (583)
・小規模改修		施設費交付事業費 (70)

注)金額は見込みであり,上記のほか,業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や,老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1)教職員の雇用方針

教職員の公募原則の推進及び競争原理の導入

職務に応じた多様な雇用形態の導入

(2)人材育成方針

専門研修の充実

(3)人事交流

事務系職員その他大学との交流人事を今後とも実施する。

(参考1)平成17年度の常勤職員数 1,806人

また,任期付職員数の見込みを 295人とする。

(参考2)平成17年度の人件費総額見込み 19,883百万円

(退職手当は除く。)

(別表)

○学部の学科,研究科の専攻等の名称と学生収容定員,附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	16,287
施設整備費補助金	583
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,291
国立大学財務・経営センター施設費交付金	70
自己収入	20,425
授業料及び入学金検定料収入	6,873
附属病院収入	12,900
財産処分収入	474
雑収入	178
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,408
長期借入金収入	0
計	40,064
支 出	
業務費	33,327
教育研究経費	16,465
診療経費	11,269
一般管理費	5,593
施設整備費	653
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,408
長期借入金償還金	4,676
計	40,064

[ 人件費の見積り ]

期間中総額 19,883百万円を支出する。(退職手当は除く)

『施設整備費補助金』のうち、平成17年度当初予算額 0百万円、前年度よりの繰越額 583百万円』

## 2. 収支計画

## 平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	36,629
經常費用	36,629
業務費	31,778
教育研究経費	3,096
診療経費	6,408
受託研究費等	670
役員人件費	148
教員人件費	12,428
職員人件費	9,028
一般管理費	782
財務費用	898
雑損	0
減価償却費	3,171
臨時損失	0
収入の部	37,173
經常収益	37,173
運営費交付金	14,924
授業料収益	5,694
入学金収益	886
検定料収益	214
附属病院収益	12,900
受託研究等収益	670
寄附金収益	679
財務収益	3
雑益	175
資産見返運営費交付金等戻入	438
資産見返寄附金戻入	75
資産見返物品受贈額戻入	515
臨時利益	0
純利益	544
目的積立金取崩益	0
総利益	544

1. 収支計画

(単位：百万円)

費用の部	収入の部	差引計
36,629 <sup>a</sup>	37,173 <sup>b</sup>	544 <sup>b-a</sup>

2. 収支計画損益不均衡の理由

(単位：百万円)

区 分	影響額	理 由
附属病院	544	<p>1. 国立大学財務・経営センター債務負担金償還見込額は3,385百万円であり、その内訳は元金2,487百万円、利息898百万円である。</p> <p>2. 収入の部の経常収益には運営費交付金及び附属病院収益に国立大学財務・経営センター債務負担金償還見込相当額3,385百万円が計上されている。</p> <p>3. 費用の部には経常費用の財務費用に利息分898百万円のみが計上されており、元金2,487百万円は負債のため損益計算上では認識されない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     損益不均衡影響額 2,487百万円 (A)                 </div> <p>4. 収入の部の資産見返運営費交付金等戻入、資産見返寄付金戻入、資産見返物品受贈額戻入の合計額は1,028百万円である。</p> <p>5. 費用の部の減価償却費は3,171百万円である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     損益不均衡影響額 2,143百万円 (B)                 </div> <p>6. 附属病院収入を財源とする当期固定資産取得額は200百万円である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     損益不均衡影響額 200百万円 (C)                 </div> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     損益不均衡影響額 544百万円 = (A) + (B) + (C)                 </div>
その他	0	
計	544	

### 3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	41,533
業務活動による支出	32,560
投資活動による支出	2,827
財務活動による支出	4,676
翌年度への繰越金	1,470
資金収入	41,533
業務活動による収入	37,646
運営費交付金による収入	16,287
授業料及び入学検定料による収入	6,873
附属病院収入	12,900
受託研究等収入	670
寄附金収入	738
その他の収入	178
投資活動による収入	2,417
施設費による収入	1,943
その他の収入	474
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,470

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間情報学科	330人
	文化コミュニケーション学科	310人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人
	（うち教員養成に係る分野	840人）
	養護学校教員養成課程	80人
	（うち教員養成に係る分野	80人）
	生涯スポーツ課程	120人
	教育カウンセリング課程	80人
経済学部	経済学科	560人
	経済システム法学科	290人
理学部	数理・自然情報科学科	220人
	物理科学科	140人
	化学科	140人
	地質科学科	120人
	生物科学科	120人
	物質循環学科	100人
	各学科共通	20人
医学部	医学科	590人
	（うち医師養成に係る分野	590人）
	保健学科	446人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	380人
	社会開発工学科	380人
	物質工学科	240人
	情報工学科	360人
	環境機能工学科	200人
	各学科共通	40人
農学部	食料生産科学科	248人
	森林科学科	244人
	応用生命科学科	208人
	各学科共通	20人
繊維学部	応用生物科学科	120人
	繊維システム工学科	156人
	素材開発化学科	156人
	機能機械学科	172人
	精密素材工学科	156人
	機能高分子学科	184人
	感性工学科	156人
	各学科共通	20人
人文科学研究科	地域文化専攻	10人

教育学研究科	言語文化専攻	(うち修士課程 10人) 10人
		(うち修士課程 10人)
	学校教育専攻	16人 (うち修士課程 16人)
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 64人)
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	イノベーション・マネジメント専攻	20人 (うち修士課程 20人)
医学研究科	医科学専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	医学系専攻	194人 (うち博士課程 194人)
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	56人 (うち博士課程 56人)
	加齢適応医科学系専攻	42人 (うち博士課程 42人)
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	32人 (うち修士課程 32人)
	物質基礎科学専攻	52人 (うち修士課程 52人)
	地球生物圏科学専攻	56人 (うち修士課程 56人)
	機械システム工学専攻	54人 (うち修士課程 54人)
	電気電子工学専攻	72人 (うち修士課程 72人)
	社会開発工学専攻	72人 (うち修士課程 72人)
	物質工学専攻	42人 (うち修士課程 42人)
	情報工学専攻	80人 (うち修士課程 80人)
	環境機能工学専攻	30人 (うち修士課程 30人)
	応用生物科学専攻	42人 (うち修士課程 42人)
	繊維システム工学専攻	42人 (うち修士課程 42人)
	素材開発化学専攻	30人 (うち修士課程 30人)
	機能機械学専攻	36人 (うち修士課程 36人)
	精密素材工学専攻	30人 (うち修士課程 30人)

	機能高分子学専攻	46人
	(うち修士課程)	46人
	感性工学専攻	42人
	(うち修士課程)	42人
(従前の専攻)	地球環境システム科学専攻	12人
	(うち博士後期課程)	12人
(従前の専攻)	生物機能工学専攻	26人
	(うち博士後期課程)	26人
(従前の専攻)	材料工学専攻	18人
	(うち博士後期課程)	18人
(従前の専攻)	システム開発工学専攻	20人
	(うち博士後期課程)	20人
農学研究科	食料生産科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人
	森林科学専攻	34人
	(うち修士課程)	34人
	応用生命科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人
	機能性食料開発学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	15人
	(うち博士課程)	15人
	システム開発工学専攻	12人
	(うち博士課程)	12人
	物質創成科学専攻	7人
	(うち博士課程)	7人
	山岳地域環境科学専攻	8人
	(うち博士課程)	8人
	生物・食料科学専攻	7人
	(うち博士課程)	7人
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40人
	(うち専門職学位課程)	40人
専攻科助産学特別専攻		20人
附属長野小学校		720人
	学級数	18
附属松本小学校		480人
	学級数	12
附属長野中学校		720人
	学級数	18
附属松本中学校		480人
	学級数	12
附属養護学校		60人
	学級数	9
附属幼稚園		160人
	学級数	5